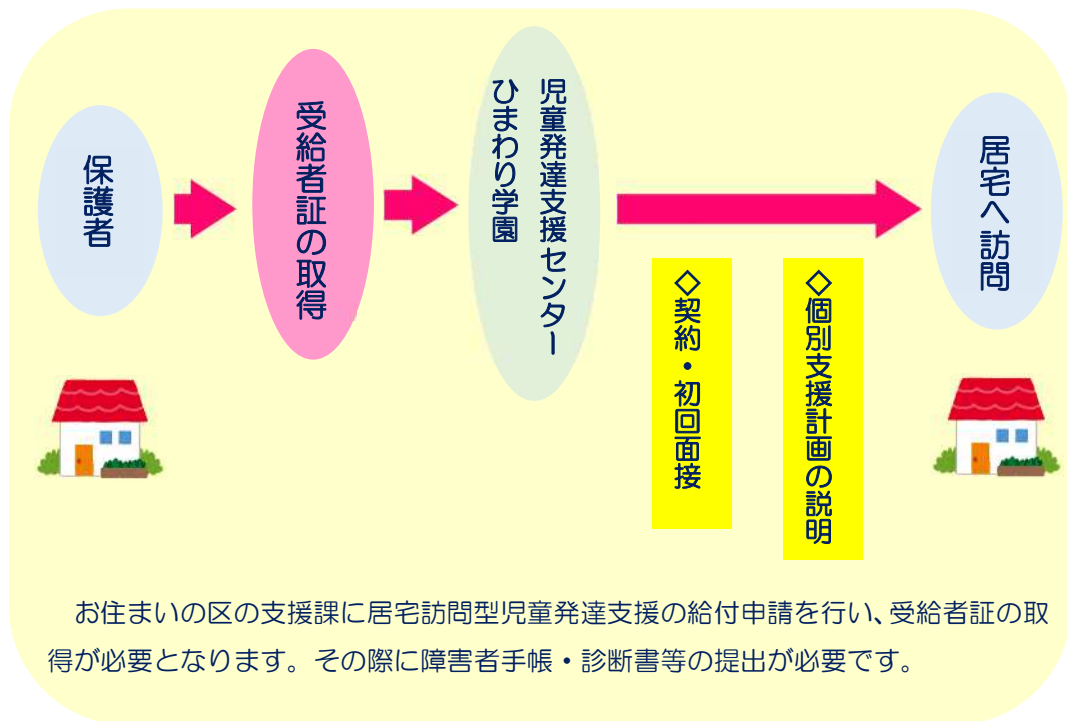


利用手続きの流れ

利用方法は各区支援課、相談支援事業所にてご相談ください



さいたま市 総合療育センターひまわり学園
児童発達支援センター



居宅訪問型児童発達支援事業



問い合わせ先



さいたま市総合療育センター
ひまわり学園 児童発達支援センター

〒331-0052

さいたま市西区三橋6丁目1587番地

居宅訪問型児童発達支援事業窓口

電話 048-622-1724

FAX 048-622-4359

月～金(祝祭日を除く)9:00～17:00

居宅事業案内

重度の障害等で、通所支援を利用するために外出することが著しく困難なお子さんの発達支援を提供できるよう、お子さんの居宅を訪問して行う事業です。



対象

重症心身障害等の重度の障害により外出が著しく困難なお子さん
感染症にかかりやすく、重症化する恐れのあるお子さん

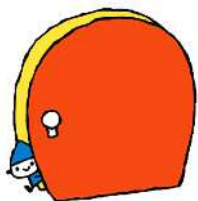
など

(お子さん本人の状態を理由として外出ができない場合に
サービスを受けることができます。)

利用料金

0歳児から2歳児までの利用者は、所得に応じて自己負担があります。

3歳児(満3歳になって初めての4月1日以降)から5歳児(小学校入学前)の利用者は、子ども・子育て支援制度による幼児教育・保育の無償化の対象となります。



支援プログラム



歌に合わせて、
全身をしっかり触
って、動かします

この時間に色々な
遊びをします

始まりの会

リズム体操

あそび

終わりの会

*1回の訪問時間は
1時間程度です



*絵本やペープサートなど、見たり、聞いたり、触れたりして楽しむ遊びも取り入れています。



保護者の方と一緒に遊ぶ中で
お子さんの様子に合わせて
楽しめる遊びを探していきます

